

## 特記仕様書

### 1. 適用

- (1) 本仕様書は、平成30年度裏磐梯野営場釜場再整備工事に適用する。
- (2) 裏磐梯野営場を安心・安全に利用する観点から炊事棟の釜場の再整備を行うことを目的とする。
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定）において位置付けられた「特定調達物品等」の資材・建設機械を使用する場合は、基本方針に定める判断基準を満たすものを使用する。
- (3) 工事名称 平成30年度裏磐梯野営場釜場再整備工事
- (4) 工事場所 福島県耶麻郡北塙原村大字桧原  
(裏磐梯野営場)
- (5) 工事期間 契約締結日から 平成30年12月20日まで

### 2. 工事内容

- (1) 釜戸取壊し等
- ①裏磐梯野営場の炊事棟（C1, C2, D, E, F）に設置された14箇所の耐火レンガ積みの釜戸の取壊しを行い、廃材を産業廃棄物処分場に運搬し、適切に処分すること。
- ②①で取壊した釜戸の廃材について、産業廃棄物溶出試験（26項目※）を行うこと。
- ※①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機燐化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素又はその化合物、⑧シアノ化合物、⑨PCB、⑩トリクロロエチレン、⑪テトラクロロエチレン、⑫ジクロロメタン、⑬四塩化炭素、⑭1,2-ジクロロエタン、⑮1,1-ジクロロエチレン、⑯シス-1,2-ジクロロエチレン、⑰1,1,1-トリクロロエタン、⑱1,1,2-トリクロロエタン、⑲1,3-ジクロロプロペン、⑳チウラム、㉑シマジン、㉒チオベンカルブ、㉓ベンゼン、㉔セレン又はその化合物、㉕1,4-ジオキサン、㉖ダイオキシン類（公定法 HRGC/MS法）
- ③産業廃棄物許可処分者との契約書を提出するとともに、産業廃棄物処分に係るマニフェストを提出するものとする。
- (2) 釜戸設置等
- 1) (1) で取り壊しを行った14箇所のうち、5箇所について、釜戸を再整備すること。釜戸を再整備しない9箇所については、テーブルを置くスペースとするため、取壊し跡をモルタル左官仕上げで処理すること。  
詳細は別紙のとおり。
- 2) 釜戸の上部に耐火煉瓦（SK32）を設置すること。
- 3) 釜戸修繕箇所1箇所につき、鋼製の小型釜戸2基及び大型釜戸2基を製作し設置すること。

### 3. 特記事項

#### (遵守事項)

- (1) 工事の実施前に、裏磐梯自然保護官事務所と連絡をとり、利用等に支障がないようにすること。
- (2) 工事施工にあたっては、事故防止に努めるとともに、自然環境への影響が生じないよう十分注意するとともに、責任をもって遂行すること。
- (3) 常に、資材及び作業機械・工具の整理整頓に努めるとともに、吸い殻、ゴミの管理は徹底すること。
- (4) 利用者の利用及び管理者の運営に支障がないよう配慮すること。
- (5) 請負者は、当該趣旨を十分理解した上で、工事に携わる全ての作業員に浸透するよう指導すること。
- (6) 工事の際に見つかった不具合等については速やかに裏磐梯自然保護官事務所に報告すること。
- (7) 法令による制限事項等がある場合は、法令の規定の遵守方法について裏磐梯自然保護官事務所担当官に指示を受けること。

### 4. 報告書の提出

上記工事完成後、工事前後及び作業中の写真をまとめた報告書を作成し、裏磐梯自然保護官事務所に2部提出すること。

### 5. その他

本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難い事由が生じた時、あるいは本仕様書に記載がない細部事項については、裏磐梯自然保護官事務所と速やかに協議し、その指示に従うものとする。